



2025 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

当社前代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 31 日付開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」で公表した通り、7 月 31 日同日に当社の前代表取締役の新藤弘章氏（以下「新藤氏」といいます。）に対して取締役（当時）としての民事上の責任を追及するための法的手続を進める方針を決議しておりましたが、今般、新藤氏に対して損害賠償請求訴訟を提起することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日：2025 年 9 月 25 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名称：株式会社 REVOLUTION
- (2) 所在地：東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 12F
- (3) 訴訟における代表者：監査等委員 依田俊一

3. 訴訟を提起した相手

当社前代表取締役 新藤氏

4. 訴訟内容

- (1) 訴訟内容：損害賠償請求（会社法第 4 2 3 条第 1 項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）、民法 7 0 9 条（不法行為による損害賠償）、民法 4 1 5 条（債務不履行による損害賠償））
- (2) 訴訟金額：1 億円（なお、第三者委員会の設置費用等に関する損害賠償金としての 5 9 5 9 万 9 1 1 8 円及び第 9 回新株予約権に関する債務不履行についての損害賠償金としての 1 7 億 0 2 3 8 万 6 4 0 0 円の一部請求金額となります。残額の約 1 6 億 6 1 9 8 万 5 5 1 8 円にかかる請求は、今後法的手続についてより具体化が進んだ時点で実施する予定です。）

5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

当社は 2025 年 7 月 31 日付開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」で記載の通り、再発防止及び取締役への責任追及等を公表しておりました。

当社では、当該公表後に、新藤氏に対して、2024 年 11 月 21 日付開示資料「有償ストックオプション（第 9 回新株予約権）の発行に関するお知らせ」にて公表した、新藤氏の代表取締役（当時）として経営に対する責任を負わせる目的で当社株価が 150 円を下回った場合に行使価額 506 円での強制行使条項を設けた第 9 回新株予約権の行使（本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は 1,702,386,400 円）を要請するとともに、もし、当該行使要請を拒絶するのであれば新藤氏の当社代表取締役在任時の経営責任の取り方について見解をお尋ねしましたが、新藤氏より、新藤氏の代理人を通じて以下の通り回答がありました。

- 新藤氏は、第 9 回新株予約権の強制行使条件が成就する前に、当該新株予約権を放棄しているため、行使する義務はない。
- 新藤氏は、当社の役職員ではない当社の筆頭株主である合同会社 F01 の代表社員である美山俊氏（以下「美山氏」といいます。）の指示に従わざるを得なかった状況であり、新藤氏は美山氏が支配する当社に示すべき経営責任はないと考えている。

（新藤氏の主張に対する当社の見解）

新藤氏が主張するように美山氏の当社の経営への関与については、2025 年 7 月 14 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で公表している第三者委員会の調査報告書（以下「調査報告書」といいます。）の 73 頁から 75 頁において「3 主要株主による経営判断への影響力の行使」として記載がある一方で、以下の点等を考慮し、新藤氏への訴訟の提訴に至りました。

- ① 調査報告書の 23 頁から 24 頁に記載があるとおり、第 9 回新株予約権は新藤氏自身が自らの経済的利益を享受する目的で、WeCapital 株式会社の元代表取締役の松田悠介氏と共に美山氏に対して働きかけ、自身で主導して新株予約権を設計しております。
- ② 調査報告書の 22 頁に記載のとおり、新藤氏は当社の顧問弁護士から株主優待制度の創設について会社法違反の懸念の指摘を受けるも、当該指摘を他の取締役に共有や説明等、当該指摘について一切言及することなく、株主優待制度の創設の取締役会決議を主導しております。
- ③ 2024 年 11 月 21 日付開示資料「有償ストックオプション（第 9 回新株予約権）の発行に関するお知らせ」のなかで「当社代表取締役としての経営に対する責任を負わせるため、強制的に行使（行使価額 506 円）させることとすることで、経営における責任に緊張感を持たせるためであります。」と記載があるほか、2024 年 11 月 21 日付で当社 HP に掲載している「TOP メッセージ 有償ストックオプションの発行および金融事業への展開について」内で「私と株主の皆さまは運命共同体です。」と公表しておりますが、これらの内容は新藤氏が美山氏からの関与を一切受けず新藤氏自身が作成しております。
- ④ 調査報告書の 35 頁に記載のあるとおり、新藤氏は、事前に 2024 年 10 月 11 日付の WeCapital 株式会社の連結子会社化時に当社株式の交付を受けた WeCapital 株式会社の経営陣が売却している事実を把握していたにもかかわらず、2025 年 1 月 23 日に開催された個人投資家向け会社説明会

において、当該株式売却に伴う株主数増加によって追加で財源を確保しなければ株主優待制度の実行可能性に疑義が生じるような状況でありながら、自身の判断で以下のように発言しています。

- 「これ（本株主優待）は継続していく方針なので、その点についてはご安心ください」
- 「実際のキャッシュフローベースの話ですと、弊社は少なくとも優待を出せるだけの営業利益とか企業の稼ぎといったところがありますので、その観点でもご安心いただけますと幸いです」
- 「キャッシュフロー的に1年出すのは全く問題ないというような状況でございます」

- ⑤ 調査報告書の27頁（注釈）に記載のとおり、新藤氏は、2024年12月18日時点で、当社の監査等委員に対して「辞めるわ、こんなとこ。笑」といった既にこの時点で経営意欲を失っているかのような発言をしており、さらに新藤氏は当社の代表取締役の在任中であるにもかかわらず、2025年1月15日に自身が代表取締役である別会社（A s s e t L i n k株式会社：法人番号 0100-01-251521）を設立していることが発覚しています。本別会社は当社に無断で、当社と同じ場所に本店所在地を構えているかのように登記されており（現在は移転）、事業目的も当社及びWeCapital株式会社グループと類似しているものであるため、当社に秘匿し、当社の代表取締役就任時において別会社で競業取引となる事業運営を行っていた可能性もあります。

以上のように、第三者委員会の調査目的であった株主優待制度及び第9回新株予約権の関連について新藤氏に大きな責任があることは明らかなです。

調査報告書が提出された以降も、新藤氏が自身の経営責任を一切とらず、当社の株主様、当社のステークホルダー及び当社グループ等に対して一切誠意のない対応を継続しているため、この度、当社は新藤氏の経営責任の追及と再発防止を目的として本件訴訟の提起に至りました。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提起に係る訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また、本件訴訟が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事項が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

当社は、新藤氏に対する訴訟の提起は本件以外にも検討している状況です。今後、刑事告訴や主要な損害について調査・検討が完了次第、随時訴訟の提起を実施し、こちらについても適時開示を行ってまいります。

以 上